

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県土づくり本部・森林整備課

法令名	森林法	法令の番号	C-26-249
不利益処分の種類	伐採中止、復旧命令等	根拠条項	第38条
処分基準	<p>「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取り扱いについて」（昭和45年6月2日付け 45林野治第921号 林野庁長官通達）の記第6による。</p>		
	<p>*下欄の機関の上段は、伐採中止、造林命令。（ ）書は無許可行為の中止、復旧命令及び指定施業要件の植栽の実施命令。</p>		
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 農林事務所 (森林整備課)	交付機関 農林事務所 (森林整備課)
			目次 NO
			2